

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第2号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 21 の項中「第48条第2項ただし書」を「第48条第1項ただし書、第2項ただし書」に、「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同部 24 の項、25 の項、29 の項、35 の項及び40 の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。